

修正案第1号

平成22年9月21日

生駒市議会議長

中谷尚敬 殿

発議者 小 笹 浩 樹

〃 矢 奥 憲 一

〃 宮 内 正 巖

〃 西 口 広 信

議案第53号生駒市まちをきれいにする条例の制定についてに対
する修正の動議について

このことについて、地方自治法第115条の2及び生駒市議会会議規則第16
条の規定により、別紙のとおり案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議案第53号生駒市まちをきれいにする条例の制定についてに対
する修正案

議案第53号生駒市まちをきれいにする条例の制定についての一部を次のよう
に修正する。

第11条第1項中「設置されていない場合又は吸い殻入れを携帯していない場
合は」を「設置されている場合等を除き」に改める。

第20条及び第21条を削り、第22条を第20条とする。

附則ただし書を削る。